

資料

令和 4 年第 3 回定例市議会議案  
条例新旧対照表



議案第 4 1 号	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	
	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正案……………	1
	(附則改正)	
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案 (附則第 2 条関係) ……	2
議案第 4 2 号	職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	
	職員の育児休業等に関する条例の一部改正案 (第 1 条関係) ……	3
	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案 (第 2 条関係) ……	1 2
	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正案 (第 3 条関係) ……	1 4
	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正案 (第 4 条関係) ……	1 7
	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正案 (第 5 条関係) ……	1 8
議案第 4 3 号	藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正案 ……	1 9
議案第 4 4 号	藤井寺市立認定こども園条例の制定について	
	(附則改正)	
	市立保育所条例の一部改正案 (附則第 5 項関係) ……	2 0
	藤井寺市立幼稚園条例の一部改正案 (附則第 6 項関係) ……	2 1
	藤井寺市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例の一部改正案 (附則第 7 項関係) ……	2 2
	重要な公の施設に関する条例の一部改正案 (附則第 8 項関係) ……	2 3
	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正案 (附則第 9 項関係) ……	2 4



議案第 41 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

○執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	市立藤井寺市民病院あり方検討委員会	市立藤井寺市民病院のあり方検討についての調査審議に関する事務	市長	藤井寺市公共施設マネジメント検討委員会	公共施設の再編方針、活用方針等についての調査審議に関する事務
市長	藤井寺市公共施設マネジメント検討委員会	公共施設の再編方針、活用方針等についての調査審議に関する事務	(略)		
(略)					

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表  
 （附則第2条関係）

改正後		改正前	
別表（第2条、第4条関係）		別表（第2条、第4条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
市立藤井寺市民病院改革プラン評価委員会委員	日額 9,500円	市立藤井寺市民病院改革プラン評価委員会委員	日額 9,500円
市立藤井寺市民病院あり方検討委員会委員	日額 9,500円	生活保護嘱託医師	月額 74,300円
生活保護嘱託医師	月額 74,300円	(略)	
(略)			

議案第 42 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

○職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤井寺市条例第4号） 新旧対照表  
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）<u>（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下（ア）において</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）<u>（第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p>

改正後	改正前
<p>同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p><u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)</u> 当該子の1歳6か月到達日</p> <p><u>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる</u></p>	<p>ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき</u> 当該子の1歳6か月到達日</p>



改正後	改正前
<p><u>場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>イ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p>ウ （略）</p> <p>エ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。</u></p>	<p>ア <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p>イ （略）</p> <p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）</p> <p>第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p>	<p>の各号のいずれにも該当するときとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p><u>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</u></p> <p>第6条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、<u>他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初の昇給日（給与条例第10条第1項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</u></p> <p><u>(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)</u></p> <p>第7条 職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、<u>育児休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</u></p> <p>2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、<u>同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。</u></p> <p><u>(育児短時間勤務をすることができない職員)</u></p> <p><u>第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u></p> <p><u>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u>  <u>(2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p>	<p><u>(職務復帰後における給与等の取扱い)</u></p> <p>第6条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合には、<u>当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、昇給の場合に準じ、その職務に復帰した日及び同日後の最初の昇給日（給与条例第10条第1項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日において、その者の給料月額を調整することができる。</u></p> <p>第7条 職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、<u>育児休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</u></p> <p>2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、<u>同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。</u></p> <p><u>(部分休業をすることができない職員)</u></p> <p><u>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</u></p> <p><u>第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u></p> <p><u>(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p><u>(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第12条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p><u>(3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。</u></p> <p><u>(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</u></p> <p><u>(5) 育児短時間勤務の承認が、第12条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。</u></p> <p><u>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u></p> <p><u>(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u></p> <p><u>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</u></p> <p><u>第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和41年藤井寺市条例第19号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第3項の規定により任命権者が週休日を定めている職員について、次に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。ただし、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限るものとする。</u></p> <p><u>(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</u></p> <p><u>(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</u></p> <p><u>(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)</u></p> <p><u>第11条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。</u></p> <p><u>(育児短時間勤務の承認の取消事由)</u></p> <p><u>第12条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</u></p> <p><u>(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。</u></p> <p><u>(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。</u></p> <p><u>(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>第13条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</u></p> <p><u>(1) 過員を生ずること。</u></p> <p><u>(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。</u></p> <p><u>（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）</u></p> <p><u>第14条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。</u></p> <p><u>（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）</u></p> <p><u>第15条 職員の退職手当に関する条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。</u></p> <p><u>2 育児短時間勤務をした期間についての職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。</u></p> <p><u>3 育児短時間勤務の期間中の職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。</u></p> <p><u>（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）</u></p> <p><u>第16条 第5条の2の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。</u></p> <p><u>（部分休業をすることができない職員）</u></p> <p><u>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員と</u></p>	

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>(1) <u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p> <p>（部分休業の承認）</p> <p><u>第18条</u> 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p><u>第19条</u> （略）</p> <p>（部分休業の承認の取消事由）</p> <p><u>第20条</u> <u>第12条</u>の規定は、部分休業について準用する。</p> <p>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</p> <p><u>第21条</u> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（勤務環境の整備に関する措置）</p> <p><u>第22条</u> （略）</p> <p>（委任）</p> <p><u>第23条</u> （略）</p>	<p>（部分休業の承認）</p> <p><u>第9条</u> 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第7条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p><u>第10条</u> （略）</p> <p>（部分休業の承認の取消事由）</p> <p><u>第11条</u> <u>第5条</u>の規定は、部分休業について準用する。</p> <p>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</p> <p><u>第12条</u> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（勤務環境の整備に関する措置）</p> <p><u>第13条</u> （略）</p> <p>（委任）</p> <p><u>第14条</u> （略）</p>

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表  
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>(給料表)                      第3条 (略)                      2～6 (略)                      7 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）<u>並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び任期付職員採用条例第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例の規定により定められたその者の勤務時間を市長が定める時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p><u>8 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額</u>は、<u>第5条から第10条までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(通勤手当)                      第16条 (略)                      2 (略)                      3 前項の規定にかかわらず、<u>再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等</u>の通勤手当の額については、規則で定める。                      4～7 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)                      第18条 (略)                      2 再任用短時間勤務職員、<u>任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等</u>が、正規の勤務を割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が</p>	<p>(給料表)                      第3条 (略)                      2～6 (略)                      7 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び任期付職員採用条例第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例の規定により定められたその者の勤務時間を市長が定める時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)                      第16条 (略)                      2 (略)                      3 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員<u>及び任期付短時間勤務職員</u>の通勤手当の額については、規則で定める。                      4～7 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)                      第18条 (略)                      2 再任用短時間勤務職員<u>及び任期付短時間勤務職員</u>が、正規の勤務を割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまで</p>



改正後	改正前
<p>7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第4条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項から第4項までの規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等</u>が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>4～6 （略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第24条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（<u>育児短時間勤務職員等にあっては、給料月額を算出率で除して得た額</u>）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 （略）</p>	<p>の間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第4条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項から第4項までの規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>4～6 （略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第24条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 （略）</p>

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表  
 （第3条関係）

改正後	改正前
<p>（勤務時間）                      第2条（略）                      2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。</u>                      3 <u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間（4週を平均した場合の1週間を含む。）について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u>                      4 <u>任命権者は、職務の性質その他の理由により、前3項の勤務時間により難しいときは、市長の承認を得て、別に職員の勤務時間を定めることができる。</u></p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）                      第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</u></p> 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務時間を割り振る	<p>（勤務時間）                      第2条（略）                      2 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、<u>前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間（4週を平均した場合の1週間を含む。）について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u>                      3 任命権者は、職務の性質その他の理由により、<u>前2項の勤務時間により難しいときは、市長の承認を得て、別に職員の勤務時間を定めることができる。</u></p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）                      第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</u></p> 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務時間を割り振る

改正後	改正前
<p>ものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市長の定めるところにより、4週間ごとの期間につき<u>8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）</u>を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（<u>育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容</u>）により、4週間ごとの期間につき8日（<u>育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上</u>）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市長の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（<u>育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日</u>）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(時間外勤務)</p> <p>第7条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要があると認めるときは、職員に対し、第2条から第4条までの規定による勤務時間（以下「<u>正規の勤務時間</u>」という。）以外の時間に勤務することを命ずることができる。<u>ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ずることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第11条 任命権者は、職員に対して一の年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。第5項において同じ。）につき20日（<u>育児短時間勤務職員</u></p>	<p>ものとする。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市長の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上</u>）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上</u>）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市長の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(時間外勤務)</p> <p>第7条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要があると認めるときは、職員に対し、第2条から第4条までの規定による勤務時間（以下「<u>正規の勤務時間</u>」という。）以外の時間に勤務することを命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第11条 任命権者は、職員に対して一の年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。第5項において同じ。）につき20日（<u>再任用短時間勤務職</u></p>

改正後	改正前
<p>等、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を越えない範囲内で規則で定める日数)の年次休暇を与えるものとする。ただし、次に掲げる職員はその年度の年次休暇の日数は、規則で定める。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、<u>育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員に年次休暇を与える場合の単位については、その者の勤務時間等を考慮して規則で定めるものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を越えない範囲内で規則で定める日数)の年次休暇を与えるものとする。ただし、次に掲げる職員はその年度の年次休暇の日数は、規則で定める。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員に年次休暇を与える場合の単位については、その者の勤務時間等を考慮して規則で定めるものとする。</p> <p>5 (略)</p>

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和54年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表  
 （第4条関係）

改正後	改正前
<p>（任期付短時間勤務職員についての適用除外）                      第19条の2 第3条、第5条及び第13条の規定は、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項</u>又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>（任期付短時間勤務職員についての適用除外）                      第19条の2 第3条、第5条及び第13条の規定は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤井寺市条例第9号） 新旧対照表  
 （第5条関係）

改正後	改正前
<p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第29条 給与条例第24条から第24条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第24条第4項中「給料（<u>育児短時間勤務職員等</u>にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第29条 給与条例第24条から第24条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第24条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。</p> <p>2 （略）</p>

議案第 43 号

藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○藤井寺市後期高齢者医療に関する条例（平成20年藤井寺市条例第7号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(本市において行う事務)</p> <p>第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 広域連合条例附則第3条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(本市において行う事務)</p> <p>第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) (略)</p>

議案第 44 号

藤井寺市立認定こども園条例の制定について

○市立保育所条例（昭和 38 年藤井寺市条例第 18 号） 新旧対照表  
（附則第 5 項関係）

改正後		改正前	
(各称及び位置) 第 3 条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。		(各称及び位置) 第 3 条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
各称	位置	各称	位置
藤井寺市立第 1 保育所	藤井寺市北岡 1 丁目 4 番 17 号	藤井寺市立第 1 保育所	藤井寺市北岡 1 丁目 4 番 17 号
藤井寺市立第 3 保育所	藤井寺市藤井寺 1 丁目 19 番 58 号	藤井寺市立第 2 保育所	藤井寺市林 3 丁目 1 番 25 号
(略)		藤井寺市立第 3 保育所	藤井寺市藤井寺 1 丁目 19 番 58 号
		(略)	



○藤井寺市立幼稚園条例（平成2年藤井寺市条例第6号） 新旧対照表  
 （附則第6項関係）

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
藤井寺市立藤井寺南幼稚園	藤井寺市藤井寺3丁目2番19号	藤井寺市立藤井寺南幼稚園	藤井寺市藤井寺3丁目2番19号
藤井寺市立道明寺南幼稚園	藤井寺市道明寺4丁目2番18号	藤井寺市立道明寺幼稚園	藤井寺市林3丁目1番25号
		藤井寺市立道明寺南幼稚園	藤井寺市道明寺4丁目2番18号

○藤井寺市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例（平成14年藤井寺市条例第6号） 新旧対照表  
 （附則第7項関係）

改正後	改正前
<p>（趣旨）                      第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。第3条において「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、藤井寺市立学校（<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で本市が設置するもの及び藤井寺市立認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園で本市が設置するものをいう。）をいう。</u>）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）                      第2条 この条例で「実施機関」とは、教育委員会（<u>藤井寺市立認定こども園にあっては、市長</u>）をいう。</p> <p>（委任）                      第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、<u>実施機関が別に定める。</u></p>	<p>（趣旨）                      第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。第3条において「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、藤井寺市立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）                      第2条 この条例で「実施機関」とは、教育委員会をいう。</p> <p>（委任）                      第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則で定める。</u></p>

○重要な公の施設に関する条例（平成19年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表  
 （附則第8項関係）

改正後	改正前
<p>（重要な公の施設の独占的利用）</p> <p>第2条 次に掲げる公の施設について、10年を超える独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により議会の議決を経なければならない。</p> <p>（1）～（10）（略）</p> <p><u>（11）</u> 認定こども園</p> <p><u>（12）</u> （略）</p> <p><u>（13）</u> （略）</p> <p><u>（14）</u> （略）</p> <p><u>（15）</u> （略）</p> <p><u>（16）</u> （略）</p> <p><u>（17）</u> （略）</p> <p><u>（18）</u> （略）</p> <p><u>（19）</u> （略）</p> <p><u>（20）</u> （略）</p>	<p>（重要な公の施設の独占的利用）</p> <p>第2条 次に掲げる公の施設について、10年を超える独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により議会の議決を経なければならない。</p> <p>（1）～（10）（略）</p> <p><u>（11）</u> （略）</p> <p><u>（12）</u> （略）</p> <p><u>（13）</u> （略）</p> <p><u>（14）</u> （略）</p> <p><u>（15）</u> （略）</p> <p><u>（16）</u> （略）</p> <p><u>（17）</u> （略）</p> <p><u>（18）</u> （略）</p> <p><u>（19）</u> （略）</p>

○藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年藤井寺市条例第16号） 新旧対照表  
 （附則第9項関係）

改正後	改正前
<p>（利用者負担額の徴収）</p> <p>第3条 市長は、市立幼稚園、<u>市立保育所及び市立認定こども園</u>から教育・保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）から、前条に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（利用者負担額の徴収）</p> <p>第3条 市長は、市立幼稚園<u>及び市立保育所</u>から教育・保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）から、前条に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>2・3 （略）</p>

